（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条　第二号被保険者又は第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

三　個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあっては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者掛金の額

四～六　（略）

2～4　（略）

（個人型年金加入者等原簿）

第五十五条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

七　個人型年金加入者等の個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する事項（掛金納付の方法を含む。）

八・九　（略）

2・3　（略）

（個人型年金加入者等帳簿）

第五十六条　法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　過去に拠出された拠出期間ごとの個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに中小事業主掛金を拠出した者の名称

五　（略）

五の二　法第七十三条、第七十四条の三及び第八十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二の規定により個人型年金加入者等が指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされたことがあるときは、当該指定運用方法の内容及び当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日

六　法第七十三条において準用する法第二十七条の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額

七～十一　（略）

十一の二　法第七十四条の四第二項の規定により確定給付企業年金に個人別管理資産の移換を行ったことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行った年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項

十二　個人型年金加入者等が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三　個人型年金加入者等（四十六歳以上の者に限る。）が退職手当等の支払を受けたことがあるとき（当該個人型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。）は、次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

十四～十六　（略）

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条　第二号被保険者又は第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

三　個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあっては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の掛金の額

四～六　（略）

2～4　（略）

（個人型年金加入者等原簿）

第五十五条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

七　個人型年金加入者等の掛金に関する事項（掛金納付の方法を含む。）

八・九　（略）

2・3　（略）

（個人型年金加入者等帳簿）

第五十六条　法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　過去に拠出された拠出期間ごとの掛金の額の実績及び掛金を拠出した者の名称

五　（略）

（新設）

六　法第七十三条において準用する法第二十七条の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額

七～十一　（略）

（新設）

十二　個人型年金加入者等（四十六歳以上の者に限る。次号において同じ。）が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三　個人型年金加入者等が退職手当等の支払を受けたことがあるとき（当該個人型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。）は、次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

十四～十六　（略）